



利用者・職員による

防災訓練



・・・防災訓練は 企業の義務
速やかに関係機関への通報・避難訓練・・・

施設サービス課 木口良輔

消防法第 36 条（防災管理定期点検報告）により大規模建築物や施設に於いて **防災管理業務の実施が義務付けられており、法令により年 2 回の防災訓練**を実施しています。防災訓練は 企業の義務として速やかに関係機関に通報する訓練。令和 7 年 11 月 10 日夜間に緊急通報装置作動による職員への連絡での参集訓練を行いました。

第 2 回目として 3 月 16 日、**朝霧消防分署立ち合いのもと入所者・通所者合同での防災訓練**を行いました。**大きな地震・津波・その後に火災が起きた事を想定し、シェイクアウト訓練ののち通所者は高台へ、入所者は安全な場所への一次避難**を行いました。

今回の訓練では、**避難経路の再確認や職員間の連携、利用者の皆さまの動きやすさなど、日頃の備えを見直す良い機会**となりました。また、消防の方から①初期消火 ②通報 ③避難の大切さを伝授され、**災害時の注意点や施設としての改善点について助言をいただき、より安全な環境づくりに向けた学び**を得ることができました。

阪神大震災、東日本大震災の経験から、防災についての技術や知識は進んで来ました。しかし、**災害はいつ？どこで？どのように？起こるか予測はつきません。普段から「もしも…」を想定し、イメージチェンジを行い、これからも訓練を実施**していきたいと思えます。寒冷の折、利用者の方々に屋外への避難訓練の協力ありがとうございました。

「まだ」と「もう」 自問する日々 十五年
春風に 僕は生きてる クシャミする
十五年 風でいても 嘘にならない日

令和 8 年 東日本大震災

